

兵庫県公報

平成30年7月31日 火曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則

ページ

- 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（住宅管理課）…………… 1

公布された法令のあらまし

●兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第45号）

- 1 次の普通県営住宅を建設により整備し、家賃等を定めることとした。

種 類	名 称	位 置	戸 数
普通高層 耐火住宅	伊丹野間住宅	伊丹市野間北4丁目	70戸

- 2 老朽化に伴い、次の普通県営住宅を用途廃止することとした。

普通中層耐火住宅 3団地 160戸

普通簡易耐火住宅 2団地 21戸

- 3 普通県営住宅の借上期間の満了に伴い、次の普通県営住宅を用途廃止することとした。

普通高層耐火住宅 4団地 50戸

- 4 普通県営住宅の借上期間の満了による再借上げに伴い、次の普通県営住宅の家賃等を定めることとした。

種 類	名 称	位 置	戸 数
普通高層 耐火住宅	ルゼフィール金楽寺町住宅	尼崎市金楽寺町1丁目	13戸
	ポートアイランド住宅	神戸市中央区港島中町3丁目	1戸
	落合第2住宅	神戸市須磨区南落合2丁目	1戸
	ルネシティ脇浜町住宅	神戸市中央区脇浜町1丁目	38戸

- 5 老朽化に伴い、次の改良県営住宅を用途廃止することとした。

改良中層耐火住宅 1団地 30戸

規 則

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年7月31日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第45号

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

（兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正）

第1条 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和35年兵庫県規則第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の部普通高層耐火住宅の款中179の項を180の項とし、178の項の次に次のように加える。

179	28	伊丹野間住宅	伊丹市野間北4丁目	10階建	20	0.7377	48,600
					24	0.9755	66,700
					10	1.0126	66,700
					16	1.1620	79,400

別表第1の1の部普通中層耐火住宅の款3の項及び4の項を次のように改める。

3 及 び 4	削除
------------------	----

別表第1の1の部普通中層耐火住宅の款61の項中

「

10	0.3732	25,800
8	0.3812	25,800
1	0.3840	26,400
1	0.3847	26,600
64	0.4016	28,100
40	0.4103	28,100
1	0.4126	28,700

」

を

「

20	0.4016	28,100
16	0.4103	28,100

」

に、

「

2	0.4383	32,500
---	--------	--------

」

を

「

1	0.4383	32,500
---	--------	--------

」

に改め、同款62の項中

「

46	0.3887	29,500
21	0.3973	29,500
1	0.3933	30,000
1	0.4007	30,300

1	0.4476	38,300
---	--------	--------

を

25	0.3887	29,500
14	0.3973	29,500
1	0.3993	30,000

に改め、同部普通簡易耐火住宅の款3の項を次のように改める。

3	削除
---	----

別表第1の1の部普通簡易耐火住宅の款38の項を次のように改める。

38	削除
----	----

別表第1の2の部普通高層耐火住宅の款1の項から24の項までを次のように改める。

1 から 23 まで	削除								
24	平成 10 年	9 月	昭 和 55 年 度	ポ ー ト ア イ ラ ン ド 住 宅	神 戸 市 中 央 区 港 島 中 町 3 丁 目	14階建	1	0.5727	円 52,500

別表第1の2の部普通高層耐火住宅の款に次のように加える。

132	30	8	平 成 10 年 度	ル ゼ フ ィ ー ル 金 楽 寺 町 住 宅	尼 崎 市 金 楽 寺 町 1 丁 目	10階建	1	0.9299	86,500
							1	0.9299	87,800
							1	1.0640	94,900
							1	1.0640	96,300
							1	1.2400	104,700
							1	1.2400	106,300
							1	1.2400	107,500
							1	1.2400	109,200
							1	1.2400	111,400
							1	1.2400	112,900
							1	1.2400	114,600
							2	1.2400	115,600

別表第2改良中層耐火住宅の款中

「

37	神戸中村鉄筋住宅	神戸市長田区真野町	5階建	6	13,200
				24	13,500
38	玉津鉄筋住宅	神戸市西区曙町	4階建	16	11,500
				8	31,500

」

を

「

38	玉津鉄筋住宅	神戸市西区曙町	4階建	16	11,500
				8	31,500

」

に改める。

第2条 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第1の2の部普通高層耐火住宅の款1の項から25の項までを次のように改める。

1 か ら 25 ま で	削除
-----------------------------	----

別表第1の2の部普通高層耐火住宅の款26の項中

「

10	9
----	---

」

を

「

平 成 10 年	9 月
-------------------	--------

」

に、

「

2	0.8486	69,500
---	--------	--------

」

を

「

2	0.8486	円 69,500
---	--------	-------------

」

に改め、同款に次のように加える。

133	30	9	昭和55年度	ポートアイランド住宅	神戸市中央区港島中町3丁目	14階建	1	0.5727	56,900
134	30	9	57	落合第2住宅	神戸市須磨区南落合2丁目	8階建	1	0.9769	68,900

第3条 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第1の2の部普通高層耐火住宅の款1の項から26の項までを次のように改める。

1から26まで	削除
---------	----

別表第1の2の部普通高層耐火住宅の款27の項中

「

10	10
----	----

」

を

「

平成10年	10月
-------	-----

」

に、

「

1	0.9794	70,200
---	--------	--------

」

を

「

1	0.9794	70,200円
---	--------	---------

」

に改め、同款に次のように加える。

						1	0.8486	86,600
						2	0.8486	88,200
						2	0.8486	88,300
						1	0.8486	88,600
						3	0.8486	89,500
						1	0.8486	90,600

135	30	9	平成 10 年 度	ルネシティ脇 浜町住宅	神戸市中央区脇浜 町1丁目	12階建	3	0.8486	91,300
							1	0.8486	92,300
							1	0.8486	92,700
							1	0.9374	93,400
							1	0.9374	93,900
							1	0.9374	94,300
							1	0.9374	94,700
							1	0.9374	95,100
							1	0.9374	97,200
							1	0.9374	98,700
							1	0.9374	102,000
							1	0.9459	94,100
							1	0.9459	95,000
							2	0.9459	95,900
							1	0.9459	97,600
							1	0.9459	99,100
							1	0.9459	100,200
							1	0.9459	101,100
							1	0.9459	101,900
							1	0.9732	105,000
1	0.9732	106,000							
1	0.9732	106,500							
1	0.9732	107,200							
1	1.1046	110,900							
1	1.1046	112,400							

附 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の規定（次号に規定する改正規定を除く。） 平成30年8月1日
- (2) 第1条中兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則別表第1の2の部普通高層耐火住宅の款1の項から24の項までの改正規定及び同款に次のように加える改正規定 平成30年8月13日
- (3) 第2条の規定 平成30年9月21日
- (4) 第3条の規定 平成30年9月30日